

3 労働者災害補償保険法(昭和22・4・5法律第50号)

1 労災保険とは

- 労災保険とは、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷・疾病・障害に見舞われたり、あるいは不幸にも亡くなられた場合に、被災労働者やその遺族に対して必要な給付を行う制度です。

保険給付の種類		こういうときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付 療養給付		業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき (労災指定医療機関等で療養を受けるとき)	必要な療養の給付	—
		業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき (労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき)	必要な療養費の全額	
休業補償給付 休業給付		業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害補償給付 障害給付	障害補償年金 障害年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342万円から、159万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害補償一時金 障害一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 (障害特別一時金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
	遺族補償年金 遺族年金	業務災害又は通勤災害により死亡したとき	遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金

保険給付の種類		こういときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
遺族補償給付 遺族給付	遺族補償一時金 遺族一時金	(1) 遺族(補償)年金を受け得る遺族がいなくとき (2) 遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たなくとき	給付基礎日額の1000日分の一時金 (ただし、(2)の場合は、すでに支給した年金の合計額を差し引いた額)	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別一時金) 算定基礎日額の1000日分の一時金 (ただし(2)の場合は、すでに支給した年金の合計額を差し引いた額)
葬祭料 葬祭給付		業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額 (その額が給付基礎日額の60日分に満たなく場合は、給付基礎日額の60日分)	—
傷病補償年金 傷病年金		業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治っていないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金	(傷病特別支給金) 障害の程度に応じ114万円から100万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度に応じ算定基礎日額の313日分から245日分の年金
介護補償給付 介護給付		障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち第1級の者又は第2級の者(精神・神経の障害及び胸部臓器の障害の者)であって、現に介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額 (ただし、104,960円を上限とする)。ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が56,930円を下回る場合は56,930円。随時介護の場合は、介護の費用として支出した額 (ただし、52,480円を上限とする)。	—

保険給付の種類	こういうときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
		ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が28,470円を下回る場合は28,470円。	—

注1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に係るものです。

注2) 表中の金額等は平成20年4月1日現在のものです。

2 業務災害

- 業務災害とは、労働者の負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。
- 業務災害と認められるためには、
 - ア 業務遂行性
事業主の指揮命令下で仕事をしていたこと。
 - イ 業務起因性
事業主の指揮命令下にあることに伴う危険が実現化したこと、あるいは業務と災害との間に相当因果関係が求められること。
 が必要です。

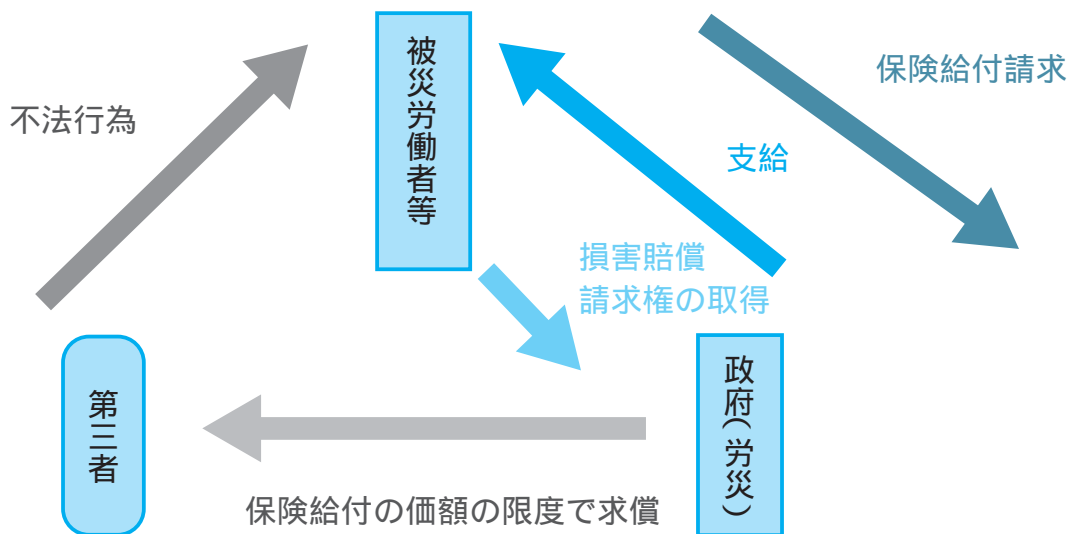
3 通勤災害

- 通勤災害とは、通勤によって被った労働者の負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。
- 通勤災害が認められるためには、就業に関し、
 - ア 住居と就業の場所との往復
 - イ 就業の場所から他の就業の場所への移動
 - ウ 単身赴任先住居と帰省先住所との間の移動を、合理的な経路・方法
- ※ 移動の経路を逸脱したり、又は中断すると、逸脱・中断している間とその後の移動の途中での災害は、日常生活上必要最小限のものを除き、原則として通勤災害となりません。

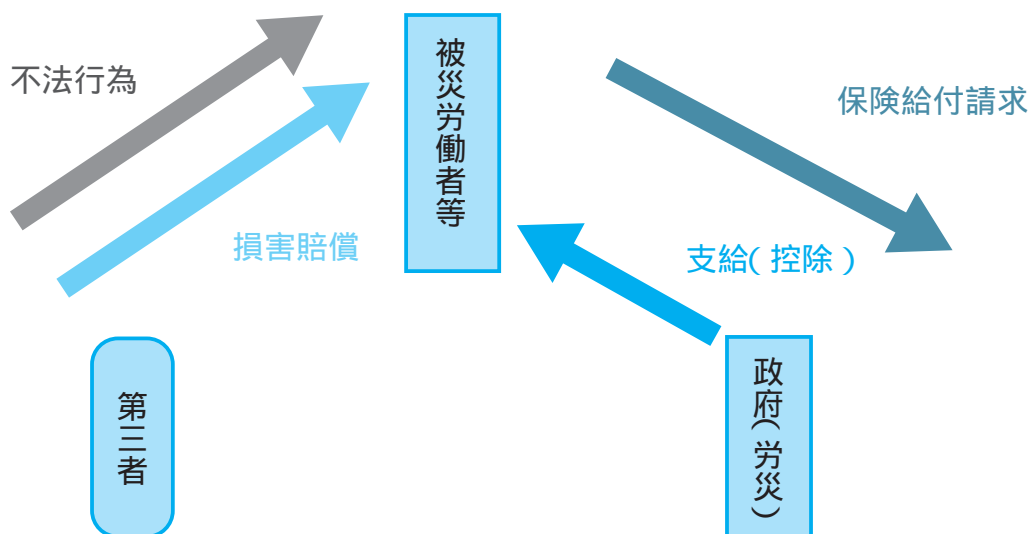
4 第三者行為災害

- 「第三者行為災害」とは、労災保険の給付の原因である事故が第三者（政府、事業主及び受給権者以外）の行為などによって生じたものであって、労災保険の受給権者である被災労働者又は遺族（以下「被災者等」といいます。）に対して、第三者が損害補償の義務を有しているものをいいます。

(1) 労災保険給付先行の場合



(2) 損害賠償先行の場合



4 未払賃金の立替払制度

○ 未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う制度です。

※「倒産」とは、①破産手続開始等について裁判所の決定又は命令があった場合（法律上の倒産）又は②事実上、倒産状態にあること等について労働基準監督署長の認定（対象は中小企業のみ）があった場合（事実上の倒産）のことをいいます。